

INDEX

◎ 韓国IPGの活動

韓国国際知識財産研修院(IIPTI)と共同で「模倣品真贋判定セミナー」開催

01

ソウル本部税関職員向け「模倣品真贋判定セミナー」開催

02

「第9回韓国IPG」セミナー開催案内(12月4日、ソウル市内)

02

◎ IPを知ろう

デザイン保護法改正立法予告

04

IPニュース

06

「新・知財最前線は今」

- 営業秘密保護が受けられない?

08

韓国IPGへのメンバー登録

http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

事務局より

朝晩と気温の差が激しくなりました。韓国の冬の寒さに備え、温かく過ごせる準備をする時期となりました。皆様は十分な準備をしておりますでしょうか。

韓国IPGでは、来る11月7日にジェトロ東京本部において「第8回 韓国IPG」セミナー開催と、12月4日にソウルにおいて「第9回 韓国IPG」セミナー開催を予定しています。皆様のご関心とご参加をお待ちしております。

CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

◎ 韓国IPGの活動

韓国国際知識財産研修院(IIPTI)と共同で「模倣品真贋判定セミナー」を開催しました。

韓国IPGは、10月18日(木)、初めての試みとして、韓国国際知識財産研修院(IIPTI)と共同により、韓国大田において、「模倣品真贋判定セミナー」を開催しました。IIPTIは、韓国特許庁の傘下機関ですが特許審査官などの研修のほか、知的財産関連業務を行う韓国公務員に対し広く研修を行っており、今回のセミナーにおいても、商標権特別司法警察隊隊員だけではなく、地方警察隊員、地方自治体模倣品取締担当者など広範囲にわたる担当者を含め、38名を対象に行われました。

また、今回講師として参加いただいた日系企業は、株式会社サンリオ、株式会社TJMデザイン、株式会社ゴールドウィン、株式会社黒木本店の4社であり、自社真正品と模倣品とを区別する真贋判定方法や、模倣品の取扱業者・流通経路などの情報を直接レクチャーして頂きました。

日本特許庁による「2011年模倣被害実態調査」によると、韓国国内で模倣被害を受けたと回答した日系企業は、25.5%と中国(68.0%)に次ぐ高さとなっており、また、近

年、日本企業の韓国進出ラッシュの中、模倣被害を受けたと回答する率は、2008年以降、横ばいから微増に転じていることもあって、依然として模倣対策が重要な課題となっております。

また、日系企業にとって、韓国の地方における模倣対策を効率的に進めることは、現実的にはなかなか難しく、今般の韓国地方公務員を対象に含めた「真贋判定セミナー」は、地方における模倣品の取締りにも寄与することが期待されます。

韓国IPGでは、今後も韓国国際知識財産研修院 (IIPTI) と協力し、韓国現地で模倣品取締りを担当している警察や公務員を対象に真贋判定セミナーを通して教育を行っていく予定です。



ソウル本部税関職員向け「模倣品真贋判定セミナー」も開催

韓国IPGは、トップページでご紹介した韓国国際知識財産研修院と共同による「真贋判定セミナー」のほか、ソウル本部税関職員を対象とした「模倣品真贋判定セミナー」も開催いたしました。このセミナーは、(社)韓国貿易関連知的財産保護協会と共同により、8月30日(木)にソウル市内において開催しました。講師としてご参加いただいた日系企業は、株式会社ゴールドウ

イン、日本特殊陶業株式会社(友進工業(株))、日本発条株式会社(株)の3社であり、輸入・流通経路、模倣被害の実態、真正品と模倣品を見分けるポイントなど、税関職員が積極的・効果的に取締り業務を行える情報を中心にレクチャーをして頂きました。日本特許庁による「2011年模倣被害実態調査」によると、日系企業が韓国において被害を受けている模倣品は、すで

に中国産のものが最も多数となっており、税関による水際措置が重要となっております。このような中、韓国関税庁は、2012年度上半期に摘発した模倣品は、累計211ブランドの165万2,438件、品目別では、玩具および文具類、衣類、電気製品、カバン、履物順であると発表しており、依然として多数の模倣品が流入している状況にあります。韓国IPGでは、今後も税関職員を対象とした「模倣品真贋判定セミナー」を開催し、水際措置の強化に一層寄与していく方針です。



お知らせ

第9回韓国IPGセミナーを開催します(12月4日、ソウル市内)

韓国IPGでは、通算9回目となるセミナーを開催いたします。会員の方はもちろん、会員以外の方も参加可能ですので、ぜひご参集ください。セミナー参加費は無料となります。

なお、韓国IPGでは、このセミナーに先立ち、11月7日に東京においても営業秘密保護に関するセミナーを開催する予定です。

【第9回韓国IPGセミナー開催概要】

- ◎ 日時：2012年12月4日(火) 15時～17時(交流会18時～)
- ◎ 場所：ベストウェスタンプレミア・ソウルガーデンホテル
- ◎ 内容：セッション1 韓国における営業秘密保護制度と判決/実例紹介
セッション2 冒認商標への対応・・・など
- ◎ 費用：セミナー無料(交流会は30,000ウォン)
- ◎ 申込み：11月30日(金)までに以下の事項をご記入し、メールにてお申込み下さい。①参加者氏名、②所属企業(団体)名、③連絡先(電話及びメール)、④交流会参加の有無
- ◎ お申込先：kos-jetroipr@jetro.go.jp

【開催詳細】

◎ セッション1『韓国における営業秘密保護制度と判決/実例紹介』
韓国では、日本企業からの人材流出や、最近の新日本製鉄株式会社と韓国ポスコとの間における技術情報漏えい事件に代表されるように、営業秘密の漏えいの対策が喫緊の課題となっております。そこで、韓国において適切に営業秘密保護を受けることができるよう、各種制度や判決/実例をご紹介し、日本企業の営業秘密保護対策の一助とさせていただきます。

◎ セッション2『冒認商標への対応』

韓国の産業・経済の発展とともに、近年、第三次ピークとも呼べる日本企業の韓国進出ラッシュが続いております。その一方で、日本企業の商標やサービスマークが他者により韓国国内において勝手に出願、権利化されている事例がしばしば発生しております。そこで、いわゆる「冒認商標」を中心に、商標の取得、管理、権利活用等においてどのような対策を取るべきかご紹介させていただきます。

【開催概要】

2012年12月4日(火) 15:00～17:40(交流会18:00～)

時間	内容(日韓同時通訳あり)
15:00～15:10	韓国IPGリーダーあいさつ
15:10～16:10	セッション1:韓国における営業秘密保護制度と判決/実例紹介 /特許法人ムハン 千 成鎮パートナー弁理士
16:10～17:10	セッション2:冒認商標への対応 /金・張法律事務所 李瓊宣弁理士
17:10～17:40	韓国IPGトピックスなどの報告 /ジェトロソウル事務所知財チーム 岩谷一臣
17:40(閉会)	(閉会後に交流会(参加費:30,000ウォン)を開催します。)

※ 講演時間には、質疑応答時間を含みます。

※ 日韓同時通訳を行います。

◎ お問い合わせ：+82-(0)2-399-5912, kos-jetroipr@jetro.go.jp

岩谷一臣、曹・恩実(チョウ・ウンシル)、文(ムン)・ヒョンイル(いずれも日本語可)

デザイン保護法改正立法予告がなされました。

韓国特許庁では、去る9月4日、デザイン保護法を全面改正し、名称もデザイン法とする改正立法予告を行いました。今回の改正では、デザイン保護範囲がグラフィックデザインに拡大されるほか、日米に先駆け、来年中にヘーグ協定(ジュネーブ法)へ加入することを前提とし、国際デザイン出願制度を導入するなど、大幅な制度変更が予定されておりますので、重要なポイントをご案内いたします。

【保護強化、便宜性向上、国際調和等】

1. デザイン保護範囲の拡大(案2条1、3号)

従前、保護されるデザインの範囲は、書体を例外として、立体的な形状を持つ「物品」とされておりました。しかし、ロゴマークやグラフィックシンボル等に対する保護の重要性が高まっており、また、デザインに関する国際分類である「ロカルノ協定」においても、第32類としてこれらが規定されております。そこで、今回の改正においては、2次元の視覚的イメージであるグラフィックシンボル、ロゴ、表面の文様等を「グラフィックデザイン」として新たに保護対象とすることになりました。

2. デザイン創作要件の強化(案34条2項)

保護されるデザインは、新たに創作されたデザインのうち、高い創作性を有するものが対象となり、現在のデザイン保護法では、公知デザインの結合か、又は韓国国内で広く知られた形状などから容易に創作することができるデザインについては、創作性が高くないとして登録を受けることができませんでした。しかし、例えば、日本などにおいては、国内のみならず、国外で公然と知られた形状から、又はそのような形状の結合により容易に創作できるものは、創作性が低いとして拒絶しており、保護されるデザインとして、より高い創作性を求めています。

そこで、今回の改正においては、韓国国内外において知られたデザインや、広く知られたデザインから容易に創作されたデザインは、広く拒絶することとなりました。

3. デザイン保護期間の延長(案92条)

現在のデザイン保護法では、デザイン権の存続期間をデザイン権の設定登録があった日から15年と規定されていますが、昨今、知的財産権保護の一層の強化が求められており、また、例えば、日本では設定登録から20年間保護されるなど、韓国におけるデザイン保護期間は、短いとの指摘がなされておりました。そこで、今回の改正において、デザイン登録出願日から20年に改正されました。

4. 関連デザイン制度の導入(現行42条削除、案36条、92条、98条、122条等)

デザインを開発する際、基本となるデザインから、そのデザインコンセプトに合った多数の類似するデザインに発展させることがしばしば行われます。そのため、中心となった基本デザインとともに、その類似デザインも保護する制度として、デザイン保護法には、類似意匠制度が設けられておりました。

しかし、類似意匠制度では、類似デザインについて、独自の権利範囲が認められないなど制限が多く、改善が望まれておりました。そのため、今回の改正において、類似デザインについて独立した権利範囲を設定すると共に、その名称も「関連デザイン」として新たに導入されることとなりました。

5. 部分デザインの保護拡大(いわゆる拡大先願地位の制限)(案34条)

デザインを開発する過程で、まず先に製品の全体デザインを開発、出願した後、さらに部分的に詳細なデザインを開発することが開発現場ではしばしば行われます。しかし、現在のデザイン保護法では、同一出願人による場合でも、先に出願され公開等がなされたデザインの一部と同一又は類似するデザインについては、創作性が高くないとして、登録を受けることができませんでした。一方、例えば日本においては、このようなデザイン開発過程を考慮し、同一出願人のものであれば、後に部分的なデザインを出願したとしても、先に出願した自身のデザインにより拒絶されることはありませんでした。

そこで、今回の改正案では、先に出願したデザインの一部と同一又は類似するデザインであっても、出願人が同一である場合

には、拒絶対象から外すこととなりました。

なお、この改正事項は、韓国IPGが協力したソウルジャパンクラブ(SJC)による韓国政府への建議事項においても要望しております。

6. その他

その他、本改正案には、以下のような改正事項が含まれております。

- 未出願のデザインの公知認証を行うデザイン公知認証制度を導入(案60条)
- 同一の分類範囲に属する物品であれば100個まで複数出願を許容するよう複数デザイン出願制度を拡充(案42条)
- いわゆる新規性喪失の例外を主張することが可能な期間について、補正可能期間、異議申立時、無効審判時に緩和(案37、38条)
- 願書の補正に対する再審査請求を許容すると共に、拒絶決定等に対する不服審判請求時から30日以内の補正を許容(案65条)
- 出願書類に重大な瑕疵があった場合、その書類のみ補完し、当該補完日を出願日として認定する補完制度を導入(案39条)
- 出願書類の明らかな誤記について審査官が補正をする職権補正制度を導入(案67条)
- 第三者による正当な自由実施(教育、引用、時事報道)をデザイン権の効力が及ぶ範囲から除外(案95条)
- その他、法律名を「デザイン保護法」を「デザイン法」に改めるほか、「デザイン無審査」を実態に合わせ「デザイン一部審査」に改めると共に、法律全般において用例を韓国語として簡単な表現に改正

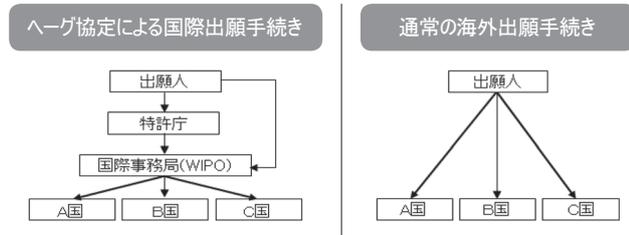
【国際デザイン出願制度の導入】

通常、海外にデザイン出願をするには、各国にそれぞれ出願手続を行う必要がありますが、ヘーグ協定(ジュネーブ法)に加入すれば、1つの願書を国際知的財産権機構(WIPO)に提出することにより、複数の指定国に出願した効果が得られる国際デザイン

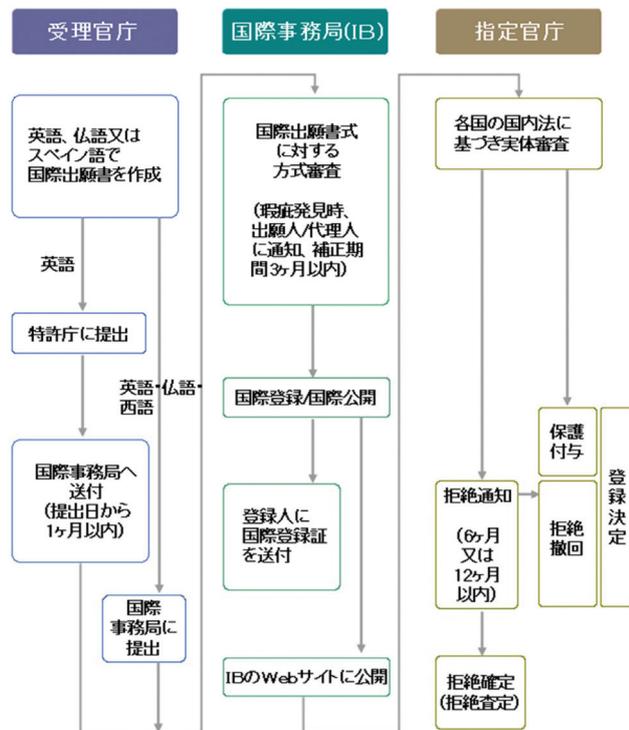
出願を行うことが可能です。

この協定には、現在、EUはじめ45カ国が加入しておりますが、日米は未加入となっております。一方、韓国は、2013年の加入を目指して手続を進めており、今回のデザイン保護法改正立法予告においても、国際デザイン出願制度に対応した改正事項が改正案174条以降に盛り込まれております。

<国際出願の概要>



<国際出願の手続の流れ>



ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

ニセモノの種類も多様に (韓国特許庁2012.7.17)

韓国特許庁の商標権特別司法警察隊は、今年上半期の韓国で出回っている偽造商品の取締りを強化するため、偽造商品事犯159人を刑事立件し、77,726の偽造商品を押収したと発表した。摘発された犯罪の類型は、卸・小売り販売事犯が90人、オンライン販売事犯が44人、製造事犯7人、流通事犯18人となった。摘発品目は、靴類42,534、衣類19,870、カバン類5,189、アクセサリ類4,203の順となり、ブランド別には、ニューバランス38,633、MLB15,085、ルイヴィトン3,919、シャネル3,378、トムス(TOMS)2,193の順となった。摘発事例としては、ソウルで地下に秘密売場を設けて日本人などの外国人観光客だけを対象にルイヴィトンやシャネルといった名品ブランド商品を模倣したカバンなどを販売していたケースなどがあった。

韓国特許庁、模倣キャラクターの根絶に乗り出す (韓国特許庁2012.07.18)

「ポロロ」や「プカ」といった韓国産キャラクターの認知度が高まるにつれ、国産キャラクター産業の規模も2005年2兆700億ウォンから2011年7兆2000億ウォンと6年で3.5倍も急成長し、関連輸出額も2010年3,200億ウォンから2011年には4,250億ウォンと30%も急増するなど、文化商品の韓流化に貢献していることが判明した。

しかし、産業規模自体は拡大しているものの、アニメーションなどの登場人物「キャラクター」は、デザイン権で保護されず、「マシポロ(マシマロとポロロの特徴を組み合わせた人形)」のようなニセキャラクター商品が市場に出回っており、産業育成に大きな足かせとされている。こうした状況を受け、韓国特許庁等は、キャラクター関連情報交換とデザイン制度の見直しを通じて、ニセキャラクターの根絶に積極的に取り組むことにした。

サムスン電子、ドイツでアップルデザイン特許紛争勝利 (電子新聞2012.07.24)

サムスン電子がイギリスに続き、ドイツでもアップルとの

特許訴訟で勝ちを取った。独デュッセルドルフ地方裁判所は、24日、アップルが申し立てた「ギャラクシー・タブ 10.1N」のデザイン特許関連の販売差止め仮処分申請を控訴裁判所でも棄却した。イギリスやドイツなどのヨーロッパでは、サムスン電子側勝訴の判決が相次いでいる。

韓国企業、国際特許紛争が80%も増加 (デジタルタイムズ2012.08.21)

韓国特許庁と韓国知識財産保護協会は、20日、韓国企業と海外企業の間での国際特許訴訟件数が2009年154件から昨年278件と、2年で80.5%も急増したと発表した。特許紛争は、海外企業が韓国企業を相手に訴訟を提起する形が大半だ。2007年から今年5月まで韓国企業と海外企業間の特許紛争件数は、1070件とされており、このうち韓国企業が外国企業に訴えられたのは821件に達した。国籍別では、米国企業との紛争が670件(62.5%)と最も多くなり、日本企業が153件(14.2%)と後を次いだ。

韓国ではサムスン電子が勝利 (電子新聞2012.08.24)

ソウル中央地裁の民事合意11部(ペ・ジュンヒョン部長判事)は、24日、サムスン電子がアップルを相手に提起した特許侵害禁止請求訴訟で原告の一部勝訴判決を言い渡した。裁判部は、アップルサムスンの特許の2件を侵害したとし、損害賠償4000万ウォン、アップル商品の廃棄を命じた。また、裁判部は、アップルがサムスン電子を相手に提起した特許権侵害禁止などの請求訴訟宣告裁判で「サムスンがアップルのバウンス・バック特許を侵害」したとして原告一部勝訴、侵害額2500万ウォンを言い渡した。一方、デザイン権侵害については「デザインを侵害していない」と判断した。

陪審員「サムスンがアップルのデザインを侵害、10億ドル賠償すべき」(デジタルタイムズ2012.08.25)

サムスンとアップルの特許訴訟でアップルがホームの米国で圧勝した。米国の陪審員は、デザイン特許侵害など、アップルが求めた大半の内容を認めたのに対し、サムスンが

求めた特許通信は退けた。陪審団は、サムスンが10億5185万ドル、ウォンで1兆200億ウォンにのぼる巨額の賠償金をアップルに支払うことを命じた。

特許料など、国外流出が上半期に5兆に達する…収支も赤字 (電子新聞2012.08.28)

28日、韓国の中央銀行に当たる韓国銀行と証券業界の集計によると、今年上半期に「知的財産権などの使用料」として支払われた金額は、43億800万ドルと、前年同期の37億7700万ドルより14.1%も増加した。一方、韓国企業の特許権輸出による収入も上半期に20億5300万ドルに達し、上半期では史上最高値となった。しかし、知的財産権関連の収入から支払い金を差し引いた知的財産権収支は、22億5500万ドルと赤字となった。国内企業が商品を生産する際に外国の特許などを多く使用しているためだ。

サムスン、日本での訴訟で勝利 (デジタルタイムズ2012.08.31)

東京地方裁判所の民事合意40部は、31日、アップルが「メディアプレイヤーのコンテンツとコンピュータ情報を同期化する方式」についての特許をサムスン電子が侵害したとして提起した特許侵害事実確認および損害賠償請求訴訟で、原告敗訴を言い渡した。この日の判決では、提起された特許のうち、一部のみ判決を下すものではあるが、サムスン電子とアップルの本社がある韓国とアメリカ以外の国で初めて下される判決だということで関心が集められていた。

「コーロンスポーツ販売差止め」米国裁判所の判決で (デジタルタイムズ2012.09.02)

米国バージニア州のリーチモンド地方裁判所は、現地時間の30日、コーロンインダストリーのバラ系アラミド繊維「ヘラクロン」について、今後20年間、全世界で生産及び販売、営業の差止めを判決した。昨年11月に技術を盗用したとして9億1900万ドルの賠償を命じた判決の後続措置として出された。

ポスコ-新日鉄「技術流出の攻防」 (電子新聞2012.09.09)

9月の法曹界と業界によると、新日鉄がポスコを相手に提起した民事訴訟の初裁判が10月25日に東京地方裁判所で開かれる。4月に自社の営業秘密をポスコが不当に取得し、方向性電機鋼板を製造したとして新日鉄が日本裁判所にポスコを提訴したこ

とによるものだ。新日鉄は、電機鋼板販売差止め及び損害賠償を主張し、986億円、ウォンで換算すると1兆4100億ウォンという巨額の賠償金を請求した。ポスコと新日鉄は、戦略的な提携の関係にもかかわらず、今回の営業秘密侵害をめぐっては一步も譲らない構えを示している。

国際知財権紛争の対応に向け、オーダーメイド型支援を推進 (韓国特許庁・国家知識財産委員会2012.10.02)

韓国政府は、9月28日にキム・ファンシク 国務総理の主宰で開かれた第127回国家政策調整会議で「国際知的財産権の紛争動向及び対応策」を関係部署で合同し想定・確定した。国際的な時財権紛争が米国にとどまらず、中国、欧州地域にまで拡大すると予想されているなか、大企業から中小企業にまでその対象になることが懸念されており、政府と企業の知財権管理の体制を見直し、被害防止に向けて政府レベルの対策を策定したと発表した。

SKCコーロンPI、カネカとの特許訴訟で最終的に勝訴 (電子新聞2012.10.11)

SKCコーロンPIは、米国国際貿易委員会(ITC)が「SKCコーロンPIは、カネカが米国で使用している特許を侵害していない」という最終判決を下したと10日に発表した。これで、SKCコーロンPIは、日本化学メーカーのカネカとのPIフィルムをめぐる特許訴訟で最終的に勝訴した。世界のPIフィルム市場では、東レ・デュポンとカネカが首位を争い、45%のシェアを占めている。SKCコーロンPIのシェアは約15%程度だと推算されている。

双龍(サンヨン)マテリアル、日本の競合会社との特許訴訟で勝利 (電子新聞2012.10.14)

サンヨンマテリアルが競合会社である日本のTDK社と7年間に及ぶ特許紛争で勝利をおさめた。14日の関連業界とサンヨンマテリアルによると、サンヨンマテリアルは、日本のTDK社と自動車のモーター向け高性能フェライト磁石の製造特許をめぐる紛争を繰り広げてきたが、結局、欧州特許庁が11日、TDKの特許出願を棄却する最終決定を下した。サンヨンマテリアル側は、「これまでの守りの姿勢から脱し、欧州市場の維持はもちろん、新規市場の開拓においても大きな力となった。」と説明した。



営業秘密保護が受けられない!?

あるA社の職員6名が退社し、競合会社である豪州のB会社に入社した。その際、彼らは、A会社の設計業務ファイルなどをノートブックパソコン(PC)で抜き取り、それをB会社の研究室で実験開発に使用した。そのため、A会社の営業秘密を侵害した疑いで起訴されたが、最終的に、無罪判決が宣告された。これとは別のケースで、C会社の技術担当次長として勤務していた甲は、退社の際、机の引き出しに保管していたC会社製品の営業情報、技術仕様書などが含まれたCD4枚を持ち出し、退職後に自らの代理店営業に利用した。しかし、このケースでも、最終的に無罪の判決となった。不正な利益を得るなどの目的で他人の営業秘密を取得、使用することは禁止されているにもかかわらず、これらの事件で無罪判決が下された理由は何であろうか？

営業秘密の落とし穴

これらの事件で無罪判決が下された共通の理由、それは、それぞれのケースにおいて職員が持ち出した情報が営業秘密に該当しないと判断されたためです。一般的に営業秘密は、企業の営業に有用で多様な技術情報および経営情報を全て含むものであり、特許、商標、デザインなどのような産業財産権と同様に、企業の重要な無形財産を形成しています。しかし、そのような情報が営業秘密であると認められるためには、一定の要件が必要となります。そして、残念ながら、各企業が普段から営業秘密を適切に管理していないがために、先のケースのように、法的な保護を受けられない事例が頻繁に発生しています。それでは、ある情報が営業秘密であるとして保護される要件とは、一体どのようなものなのでしょうか。

営業秘密保護を受けるための要件

韓国の不正競争防止および営業秘密保護に関する法律は、「営業秘密」について、(1)非公知性、(2)秘密管理性、(3)経済的な有用性を要求しています。そのため、例えば、すでに公開されている情報はもちろん、不特定多数がその情報を共有しており秘密情報として管理されていない場合や、経済的な有用性が全くない情報は、営業秘密として保護を受けることができません。営業秘密の保護において、実務上最も問題となるのは、秘密管理性です。そして、秘密管理性の要件を満たすためには、単に企業が情報を秘密にしているだけでは足りません。秘密管理性は、企業がその情報を秘密にすべく努力を払い、客観的に見て秘密が維持、管理されて初めてそれが認められます。もちろん、秘密管理のための努力の具体的な例としては、個別の状況により異なりますが、韓国の裁判所の判例によると、設計図や文書な

どで秘密であることを表示する(対外秘、機密資料など)、パスワードや入出制限、その他権限の設定などにより情報の閲覧ないしアクセスを制限する、資料の保管や破棄の方法を指定する、職員に対して覚書、就業規則、勤労契約などを通じて秘密順守義務を課すなどがあげられます。また、ビジネス取引を行う際、相手側は、取引の過程で営業秘密に触れる機会が多いですが、このような場合も、相手側に営業秘密であることを明らかにし、また、契約時または契約の前提条件として秘密維持義務を課すなどの対策が必要となります。このように、各企業において保有する営業秘密に対し、法的な保護を受けるためには、まず、秘密維持および管理をするための相当な努力を行う必要があります。また、特に、技術開発などに伴う情報の増加に対し、重要な情報の秘密維持および管理が極めて重要となります。

人材流出による秘密情報漏えい

最初にご紹介したケースも同様ですが、最近の企業実務においては、前職または現職の内部職員による技術流出が全体の80%以上に達するという統計があるほど、人材流出による秘密情報漏えいが問題となります。そのため、各企業は、従業員の転職を通じた営業秘密の流出および使用を防ぐ対策をとる必要があります。例えば、入社時に秘密維持誓約書を書かせたり、転職禁止約定などを締結する必要もあります。加えて、特に重要な情報については、個別に秘密を保持する内容を特定し、さらに強力な秘密維持誓約をさせるなど、格段の配慮も必要です。ただし、転職禁止約定と関連して、韓国の判例は、使用者と労働者の間に転職禁止約定が存在していたとしても、そのような約定が韓国の憲法上で保障された労働者の職業選択の自由などを過度に制限する場合には、無効であると判断しており、特に注意が必要です。転職禁止約定の有効性は、保護する価値がある使用者の利益、労働者の退職前の地位、競争制限の期間・地域および対象職種、労働者に対する対価の提供の有無、労働者の退職の経緯、公共の利益、その他の事情などを総合的に考慮して判断されることが一般的です。しかし、月並みではありますが、人材流出による情報漏えいを防ぐためには、まずは、その処遇に配慮すべきでしょう。

<今回の解説者>

法務法人律村 金鐵煥 弁護士・弁理士

1969年生まれ。90年司法試験合格後、判事としてソウル中央地方裁判所および特許裁判所等に勤務。米国Duke Law Schoolで研修。08年より法務法人律村の知的財産権チーム弁護士として勤務。特許法注解、特許判例研究、知的財産訴訟実務等、共同執筆 (監修:日本貿易振興機構=ジェトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)